

## 岡本の国会での質問

171-衆-厚生労働委員会-6号 平成21年04月01日

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
質疑を続行いたします。岡本充功君。

○岡本(充)委員 まず冒頭、前回私が質問をさせていただきました独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の理事長の給与について、一点、訂正をさせていただきたいと思います。

役員給与規程が私の手元にもありましたが、附則の第一条に「この規程は、平成十五年十月一日から施行する。」とあり、第三条に理事長の給与は九十四万四千元と書いてありました。結果として、私が委員会で、九十四万四千元の給与が、今本俸月額百一万一千円になっているのではないかと指摘をしましたが、これは、どうも規定が大変わかりづらかったわけでありますけれども、附則の第三条に「常勤役員の本俸月額は、当分の間、第四条の規定にかかわらず次の各号に掲げる役職の区分に応じ、当該各号に定める額とする。」というふうになっておりまして、この点について修正をさせていただきたいと思います。

また、これが大変わかりづらいと思っておりますので、厚生労働省におかれましても、この規定の見直しをぜひ行っていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○岡崎政府参考人 高齢・障害者雇用支援機構の役員の報酬規程でございますが、今先生の御指摘のような中身でございます。

これ自体につきましては、一般の法律の改正の考え方と同じでやっておりますので、この書き方自体難しい面もありますが、ただ、これはやはりわかりやすく示すというのが必要だろうというふうに思っておりますので、ホームページでの書き方等については工夫をするようにしていきたい、こういうふうに考えております。

○岡本(充)委員 ぜひお願いします。

それで、通告をしておりますんですけども、きょう、私、共同通信のニュースを見てびっくりしたわけですけども、私が平成二十年の五月十六日、本委員会で指摘をしました国立循環器病センターの部長の勤務実態、これについて新聞報道で知ることになったわけでありますけれども、厚生労働省で処分を行った、こういうふうになっています。

この処分についてでありますけれども、私、当時の委員会で外口医政局長から、「まだ断片的な情報しか私どもは把握しておりませんので、ここはもう少しよく調べさせていただきたいと思えます。」と答弁を受け、さらに舛添大臣から、「少し細かく精査した上で、国家公務員としての職務の使命にもとるようなことがあれば、それは厳しく対処をしたいと思っております。」との答弁を得、さらに外口医政局長は、「外来診療を制限して出張や講演会出席に出向くことはないということは、その周辺の方から聞いておりますけれども、これも含めて、疑念を持たれないように、改めてよく調べたいと思えます。」と言っておきながら、これは何の報告もなく、また、私は報道を受け、本日十一時にどういうことかという話をしましたら、すぐに説明に伺いますと言いながら、この一時に至るまで説明がない。

私は、この委員会に対して大変不適切な対応だと思うわけでありまして、大臣、まずこれについて弁解があればお答えいただきたいと思います。

○舛添国務大臣 委員の御要望に対して、きちんと資料を提出すると言っておきながら、時間どおり来ないというのは大変遺憾なことでございますので、これは厳しく注意を申し上げて、委員には省を代表して謝罪を申し上げたいと思います。

○岡本(充)委員 では、この処分の内容を局長から御答弁いただけますか。

○外口政府参考人 まず最初に、岡本先生への報告がおくれましたこと、まことに申しわけありません。おわび申し上げます。

当該処分事案の内容でございます。

これは、国立循環器病センターの部長の贈与等報告書においての調査を国家公務員倫理審査会と厚生労働省共同で行いまして、平成十八年度第三・四半期分について集中的に調査をし、処分を行ったものであります。

この期間にかかわる贈与等報告書におきましては、講演等の件数が合計六十九件、講演料等が合計九百三十万円でございます。

詳細に調査した結果、確認された主な違反行為は、実際に行った講演時間よりも多い講演時間数を贈与等報告書に記載し、基準を上回る報酬を受領していたもの、講演会の際に、一人当たりの飲食代が五千円を超える意見交換会に出席し、飲食をしたにもかかわらず報告書を提出しなかったもの、講演等に伴う交通費等と評価することができないものを依頼元に負担させていたもの、一部勤務時間内に講演等を行っており、職務専念義務に反していたものであります。これらの確認された違反行為により、当該期間に関して報告された講演料等約九百三十万円のうち約二百万円は事実と異なる報告をして、基準を超えた報酬を受けていたものであります。

これに対しまして、国立循環器病センター病院の当該部長に対しまして、減給六月、俸給月額の十分の二、また、管理監督者に対する矯正措置として、国立循環器病センター病院長に対して文書厳重注意、また、運営局長であった者についても文書厳重注意の処分を行ったものでございます。

○岡本(充)委員 二百十万円が問題だったといつて十分の二を六カ月の懲戒が果たして懲戒となっているのかどうか、私は金額的に考えても必ずしもこれが懲戒になっているのかどうかわからない。二百十万円を返してもらったわけではないですよ。それでいいのかどうか。

それから、私が国会で指摘をした十八年のこの時期だけではなくて、ほかの時期も調べるべきだと私は言っているんです。ほかの時期もぜひ調べて、それから、私はほかの問題についてもあの委員会で資料を皆さんにお配りして指摘しています、そういうものについても調べるということをお答えいただけますでしょうか。

○外口政府参考人 今回の処分につきましては、先ほど申し上げました十八年度第三・四半期分を中心に精査いたしました。そして、当該部長に対しまして実際に意見を聞きまして、その前後についても同様のような処理状況であったということを伺いまして、そういったことを含めて、国家公務員倫理審査会と協議をして今回の処分を決めたものでございます。

○岡本(充)委員 大臣、ぜひこれは調べるというふうにお約束いただけませんか。この時期だけじゃないんじゃないですか、また、ほかの人にも疑念があるんじゃないかと私は指摘をしているわけで、それも含めて調べていただけないと、この話で、しかも十分の二、六カ月の減給で、二百十万円が問題ある収入だったということであれば、本当に金銭的に懲戒となっているのかどうかの疑念もあります。そういうことも含め、もう一度精査をお願いしたいと思います。

○舛添国务大臣 職務に忠実にやってもらわないといけないので、いささかでも国民に疑念が持たれることがあってはいけないと思いますので、これはしっかりと精査をさせていただきます。

○岡本(充)委員 ぜひ、その精査ができましたら、次こそはきちっと報告をしていただきたいと思います。

それで、本題の質問に入ってまいります。

まずは、先般の雇用保険法の改正のときに私が質問をしまして、残念ながら答弁が十分でないという指摘をしたまま終わってしまいました件について、皆様方にきょうも改めて資料をお示してお話をしていきたいと思っております。

まず、前回も指摘をさせていただきましたけれども、日雇い労働者に対する日雇労働求職者給付金、この給付金の根拠について聞きたいと思っております。

十四ページ、最初から後ろの方で恐縮でございますが、一級、二級、三級、四級のそれぞれの日額がこのように決められておりますし、また、一枚お戻りいただきまして、十三ページには、賃金日額区分、さらに印紙保険料額、こういった数字が出ております。

それぞれの根拠、算定の数式でも結構です、お答えをいただきたいと思っております。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

給付金日額と賃金日額区分あるいは印紙保険料額の根拠等でございます。若干、テクニカルな問題もありますので、お時間をいただきます。

まず、基本的には、給付日額が基本でございますけれども、この設定につきましては、昭和二十四年の制度発足当初の決まりがございまして、当時の日雇い労働者の平均賃金、二百三十円でございますので、その六〇％に相当する額として百四十円を給付日額として設定しております。この額が基本となりまして、現在まで続いておるものでございます。

その決め方、給付日額の決め方でございますけれども、平成六年までは、受給者に占める上位等級の受給者の割合と下位等級の受給者の割合が著しく不均衡となって、上位等級の受給者の割合が大幅に上回ることとなった場合に、上位等級の給付金日額を下位等級の給付金日額にスライドさせて、上位等級の日額は、その下位等級の引き上げ比率に応じて引き上げることとしたところでございます。

例えば、具体的に昭和五十三年の改正のケースで申し上げますと、一級、二級、三級、それぞれ二千七百元、千七百七十円、千六百円となっておりますけれども、このスライドの場合、新二級を前の一級の二千七百元にする、新三級は前の二級の千七百七十円となる、新一級が、新しくつくるわけでございますけれども、これは新二級の引き上げ比率一・五三倍、これは二千七百元を千七百七十円で除したものでございますけれども、四千円とする。こういう形でスライドした形でやっているところでございます。

ただ、平成七年以降は、このやり方を変えまして、平均定期給与額が平成六年九月の平均定期給与額の百分の百二十を超えるか百分の八十三を下回るか、この一定の枠の中で継続すると認められた場合には、それ以上はみ出した場合に日額を変更するとされたわけでございます。ただ、現在の第一級の日雇い給付日額につきましては、平成七年に、当時の平均定期給与日額の上昇率を勘案して、六千二百円から七千五百円に引き上げたものでございます。

次に、保険料設定でございますけれども、これは、もともと収入と支出が均衡するように設定したものににつきまして、賃金給付日額のスライドに合わせてスライドして保険料を動かしてきたというものでございます。

最後に、賃金日額の区分でございますけれども、これは、制定当初の一般の被保険者と同様に給付率がおおむね六〇％前後となるように設定した上で、給付日額のスライドに合わせて賃金日額の区分についてもスライドをさせてきたものでございまして、現在の第一級と第二級の区分でございます一万一千三百円につきましても、平成七年に、第一級と第二級の給付率がおおむね六〇％前後となるように設定されたものでございます。

○岡本(充)委員 常勤雇用の方のいわゆる雇用保険の保険料率と比べて、この印紙保険料額というのは異なると私は思うわけでありまして、今般の法改正を受けてもこの部分を改正しなかった、もしくは同じような料率にしていけない理由は、では一体何なんですか。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

基本的に、日雇いの雇用保険の給付日額、賃金の日額区分、あるいは保険料の金額の見直し、それぞれ平成六年以降行っていない理由ということでございますけれども、給付金日額と賃金日額区分の変更につきましては、これは雇用保険法四十九条第一項におきまして、平均定期給与額が平成六年九月の平均定期給与額の百分の百二十を超えるかあるいは百分の八十三を下回ることが継続すると認められた場合、その上昇、低下の比率を基準として変更するというふうにされているところでございます。これまでは、この百分の百二十と百分の八十三の枠におさまっているということで、要件に該当することがなかったということで変更されていないところでございます。

したがって、保険料の金額につきましても、これは労働保険の徴収等に関する法律二十二条第四項におきまして、給付金日額の変更の比率に応じて変更するとされているところでございまして、給付金日額あるいは賃金日額区分が変更されておりませんので、保険料の金額も変更されていないという状況でございます。

○岡本(充)委員 いや、料率が違う理由は何ですかということを私は聞いていて、今回の法改正で常勤雇用については料率を変えようとしたにもかかわらずこの料率については変えなかった理由は何なんですかということを聞いているんです。

○太田政府参考人 保険料の設定でございますけれども、これはもともと、昭和四十七年以前は収入と支出が均衡するように設定されておりました。したがって、二五パーミルから三〇パーミルということで、給付の日額のスライドに合わせて設定していたものでございます。

昭和四十七年からは、一般の保険料率、当時一・三%でございましたけれども、それを勘案しつつ設定して、日雇い保険の場合にはそれに上乘せして労使折半で保険料をいただいているものでございまして、その保険料設定につきましては、当時の保険料率をその後の給付日額のスライドと合わせて同様にスライドさせていたところでございまして、一般の保険の保険料率と日雇い保険とは性格が異なるということで保険料率が異なっているものでございます。

○岡本(充)委員 どう性格が異なるんですか。

○太田政府参考人 日雇い保険につきましては、一般の保険料をいただいた上で、その収入と支出が均衡するように、また別途労使折半で保険料を徴収しているというものでございます。

○岡本(充)委員 委員長、これは答弁になっていないのがおわかりいただけると思うんですね。きちっと答弁を整理していただきたいと思っておりますので、それまで、もしあれでしたら、私はお待ちしますが。

○太田政府参考人 日雇い保険の場合には、その日雇いのグループの中で基本的にできる限り給付と負担のバランスをとるということでございますけれども、一般の被保険者よりも給付と負担との関係が、給付がかかるということでございますので、一般の保険料に加えた上で日雇いの保険料を徴収している。その給付と負担との関係で、一般よりも日雇いの方が経費がかかるということで、別途また収入と支出が均衡するように徴収しているということでございます。

○岡本(充)委員 どういう経費がかかるんですか。

私が言いたいのは、日雇いの皆さんがそれぞれ大変厳しい、日雇い派遣もそう、日雇い労働者もそう、大変厳しい経済状況の中で仕事をされている方が多いと思うんですよ。今回、そういう意味で保険料率を下げるというようなことに取り組むのであれば、ここもやるべきじゃなかったかということ私を指摘をしているわけです。

経費がかかると言いますけれども、実際にこの根拠となるような経費がどういうふうな算定された

のか明確に示せるんですか。私は、それを示せるのなら今答弁を求めますが、示せないのなら後刻改めてお答えをいただきますが、どうですか。

○太田政府参考人 今、具体的に日雇い保険の収支につきましては、通告いただいていませんので、調べた上でお答えを申し上げたいと思いますけれども、収入よりも支出の方が多いということで、基本的には日雇い保険の中での収支バランスがとれないということで、一般の保険から持ち出しているところがございますけれども、具体的な数字につきましては、調べてお答えさせていただきたいと思います。

○岡本(充)委員 通告はないと言われておりますけれども、根拠について私は聞きますよということを通告していますから。これが何でこの料率なんですか、何でこの金額なんですかということをお聞いているわけです。

それで、結局のところ、前回も指摘をしましたがけれども、これは日雇い派遣の方に特化して言うと、全国でこの印紙を張る手帳を持っている方が四名、実際失業給付を受けている方が一名、そして印紙の購入のための通帳発行を受けている事業者が八社だ、こういうふうに関係は説明を受けました。

全国でその数です。日雇い派遣の皆様方も、それぞれ仕事がないときに、このシステムに乗って給付金を受けたいだろうと私は推測をするわけです。これをもっと周知を徹底するなり、これは結局、周知徹底も不十分なわけですね、これではいけないんじゃないかという指摘を私はさせていただきたいと思っておりますけれども、対策はどのようにとっていただけますでしょうか。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、日雇い派遣労働者の方々が日雇労働被保険者手帳の交付を受けていただくことが最も重要でございますので、日雇い派遣労働者の方に周知を行うことが重要であると認識しているところでございます。

このため、厚生労働省といたしましては、まず、派遣元事業主に対しまして、労働者派遣事業の指導監督を行っている需給調整部門とも十分に連携しながら、その雇用する日雇い派遣労働者へ日雇労働求職者給付金制度の周知を行うように指導してきたところでございます。

また、昨年十二月には、日雇い派遣労働者の方に周知が行き届きますように、派遣元事業主から日雇い派遣労働者に対する、例えば携帯電話等を活用した周知などを行うよう取り組んでいるところでございます。

いずれにいたしましても、さらにこの周知徹底が必要でございますので、特に日雇い派遣労働者の方に本制度を有効に活用していただけるように、派遣労働者の方が失業認定の前日に派遣元事業主から交付を受けることとされております派遣契約不成立証明書の取り扱いにつきまして、三月十九日に通知を出しておりますけれども、交付時期を弾力化するなど、使い勝手の向上を図るように指示しているところでございます。これは労使の要望も踏まえてこういう取り扱いをさせていただいているところでございまして、引き続き制度活用に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○岡本(充)委員 前回も質問しましたがけれども、手帳の取得に住民票が必要だとか、運転免許証だとか健康保険証だとかという話だと、なかなか手帳が取得できづらい。だからといって、同じ人が二カ所で受け取ってはいけないとは言えけれども、結局、一日働いて印紙が一枚もらえるかどうかの話でありますから、基本的には、もちろん印紙の売買等をしていることがあってはならないわけでありまして、その担保は、きちっと印鑑を押させる。

通帳は、これは皆様方にお配りをしました資料の二ページからずっと始まりまして五ページのところに、印紙を張って印鑑を押す、こういう仕組みになっていることをお示ししています。そういう意味では、きちっと事業者がここで印鑑を押せば、この印紙を不正にだれかとやりとりすることは防げ

るとか、対策があるはずです。こういうことに万全を期して、私は、より弾力的に、日雇い労働者の皆さん、とりわけ日雇い派遣の皆様方にもこの制度を適用していくべきじゃないかということを行っているわけです。

ちなみに、ちょっと制度の中身についてもう一、二点聞きたいと思いますので、これは三重労働局のホームページからちょっといただいてきた資料でありますけれども、九、十ページのところであります。

前回は聞きましたが、各週のうち、日曜から土曜のうち、最初に働かなかった日には給付金が支給されない理由は一体何なんですか。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

日雇労働求職者給付金につきまして、各週、これは日曜日から土曜日までの七日間でございませうけれども、七日につき日雇い労働被保険者が職業につかなかった最初の日につきましては支給しないことということで、これは雇用保険法の第五十条の第二項でそのような規定がございませう。

こういう規定がある理由でございませうけれども、これは、失業状態にあることを確認するとともに、失業後直ちに給付を行うことによる乱給を防止するために、法律上こうした仕組みとされているところでございませう。

これは、一般の基本手当の場合には待期期間七日というのがございませうけれども、それに相当するものとして最初の日が位置づけられているというものでございませう。

○岡本(充)委員 必ずしもこれは各週である必要はないと私は思うんですね。

それから、ホームページからいただいたこの資料を見ると、いわゆる日雇い派遣労働被保険者と一般被保険者、この定義がかわる可能性があります、そういう趣旨のことが書いてあります。十ページの上から四つ目の丸のところであります。これは、例えばこの話だと、週二十時間を超える月が二カ月続いて、一般ですよという話に切りかわり、しかし、その月が一カ月で終わって、また日雇い派遣労働者に戻った場合、前月はこの通帳に対しての印紙の貼付がないこととなります。結果として、給付金が受給できないという不利益をこうむることになりはしないかという懸念を持つわけではありますが、この対策はとられているんでしょうか。

○太田政府参考人 雇用保険制度につきましては、労働者が失業した場合に必要な給付を行うことによって、生活の安定を図るといふこと、あるいは求職活動を容易にするといふことでその再就職を促進することを目的とする制度でございませう。

その中で、今お話のございました日雇い労働者につきましては、その就労実態、賃金の支払い関係等の特殊性に対処して、その生活実態にふさわしい求職者給付を行うことができるように、一般被保険者とは全く異なった特別の制度を設けているところでございませう。

したがって、一般被保険者であった者が、その後日雇い労働被保険者となって、直ちに日雇労働求職者給付金を受給できるというふうな仕組みにはなっていないところでございませう。

○岡本(充)委員 でも、それは不利益になりますよね。

要するに、日雇い派遣労働被保険者として二カ月働きました、二十時間を超えて二カ月です、私、週に二十時間を超える勤務を二カ月続けてやって、印紙もたまりました、しかし、あなたはきょうから一般被保険者ですよという話になる。しかし、一般被保険者として、例えば三カ月、四カ月就労した後、いや、やはりあなたは日雇い派遣労働者になりましたよと、そこで変更される。

そうしたら、この人は、結局トータルで五カ月も働いていても、結果として、それ以降、仕事がない日にこの給付金すら受けられないということになる。これまで働いてきて、印紙を張ってきた、それも全部ふいになっちゃう。また、一般被保険者として本来受けられるはずであったであろう常用雇用としての雇用保険の適用も受けられない。こういうはざまに落ちるんじゃないんですか、この不利益についてはどのように回避をされるんですか。これを繰り返したら、この人はずっともらえませ

んよ。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

日雇い労働被保険者の求職者給付制度でございますけれども、これは、保険料の納付につきましては、事業主は、他の被保険者の場合と同様に一般保険料を納付するほかに、この日雇い労働被保険者に賃金を支払う都度、その賃金日額に応じて印紙保険料を納付しなければならない、一方で、日雇い労働被保険者が失業した場合の日雇労働求職者給付金につきましては、失業の日の属する月の直前二カ月間に通算して二十六日分以上の印紙保険料が納付されていることを受給要件としているという、特別の制度を設けているわけでございます。

こういう特別の制度でございますので、今お話のございましたように、一般保険料のみを納付している一般被保険者の被保険者期間をもって日雇労働求職者給付の受給資格があるとするような制度にはなっていないということでございます。

○岡本(充)委員 それだと、だから、日雇い労働者として週二十時間二カ月働いて、三カ月間、一般の常用雇用ですよとって雇用保険料を払って、またそこから、あなたはやはり日雇い扱いになりますよ、また手帳に印紙を張って、二カ月働いて、やはり一般ですよ。この人は、ずっと働いているけれども、結果として一銭も雇用保険をもらえないというはざまに落ちるんじゃないんですか、その対策はどうなっているんですかと聞いているんですから、それについて端的にお答えいただきたい。

○太田政府参考人 今お話のございましたような、日雇いから一般の場合には、受給資格を満たせば通算が可能です。例えば、直近二月の各月に同一事業主に十八日以上雇用された場合は、これは、日雇いの方でも原則として一般被保険者にするということでございますので、通算が可能です。

こういった仕組みをとっておりますのは、できる限り日雇いの方も常用で一般の働き方をしていたきたいという形で、こういう特別の仕組みをつくっているところでございます。

○岡本(充)委員 いや、局長、十八日働いて、印紙を張ったその手帳、これをもって一カ月の一般被保険者の雇用保険料を払ったとみなすわけですか。違うでしょう。

○太田政府参考人 今の制度は、これは直近二月の各月ですね、同一事業主に十八日以上雇用された場合は原則一般被保険者ということでございます。日雇いの場合には事業主が全部違っているわけで、違っている場合にはこういう扱いにはなりませんけれども、同一事業主に十八日以上雇用されていた場合には原則一般被保険者になって通算をするということでございます。

○岡本(充)委員 ちょっと、委員長、整理してもらいたいんです。

結果として十八日以上同じ事業主に雇用されるということはあるわけですよ。だから、ずっと百五十円ずつ払って手帳に張ってきた、印鑑を押してもらってきた、この金を払ってきた。しかし、この手帳二カ月分をもってしても、一般の常用雇用、あなたはもうそうですよとって切りかわってしまったら、この手帳はもう一般の雇用保険を二カ月払ったことにはなりませんよねと。それは、なるというふうに算定してもらえますか。

○太田政府参考人 お答えを申し上げます。

先ほどこうしたお答えをしましており、直近二月の各月に同一事業主に十八日以上雇用された場合には、これは原則一般被保険者の扱いをするということでございます。

○岡本(充)委員 全然違う制度だ、制度の仕組みが違うと言っておきながら、では、その張った印

紙の金額と一般雇用保険の被保険者としての保険料と違うわけですから、払っている金額が違うのに同じ制度になるというのは矛盾が生じるんじゃないんですか。

そしてまた、逆に、一般雇用、一般被保険者であった方が日雇い派遣労働被保険者にまた切りかわった場合は、この一般の雇用保険被保険者としてのこれまでの蓄積はそこでリセットされてしまふ、そこは間違いないわけで、そういう形で雇用形態が変わっていくのに柔軟に対応できていないのではないかという指摘をしているわけです。

○太田政府参考人 一般の保険と日雇いの保険というのは制度の立て方がありまして、それぞれ特別の制度、日雇いについては特別制度を設けているわけでございますけれども、基本的に、働き方としては、我々、日雇いという形よりも一般の形で常用で働く方が望ましいと考えております。

したがって、先ほど来からお答えしておおり、日雇いの保険であっても、同一事業主に十八日以上雇用された場合には原則一般の被保険者の扱いをして、通算して受給資格を満たせば一般の保険を適用するというような扱いにしているところでございまして、それは、基本的に、日雇いという働き方よりも、一般の働き方の方が望ましいという考え方からこのような制度設計をしているところでございます。

○岡本(充)委員 委員長、整理をしてくださいよ、もう時間が来ちゃうので。

私が言っているのは、要するに、切りかわっていったら、結局、最終的にはもらえないですよ。さっきの話で、二カ月日雇い派遣をやって、三カ月常用雇用になりました、また二カ月日雇いです、こういう方は、いつまで働いても、結局、どの時点でも雇用保険はもらえないんじゃないんですかと。二カ月日雇い派遣、三カ月、あなたは一般被保険者、二カ月また日雇い派遣、こういう形で雇用形態がスイッチした場合、この人は、では一体どこの時点でやめれば、どこの時点で仕事がなくなったときに雇用保険がもらえるんですか。もらえないんじゃないんですか。

○田村委員長 日雇い給付も、それから一般の雇用保険ももらえない、六カ月に満たなくてももらえないというような場合もあるんですよという趣旨の御質問だというふうに思いますが、それに対してお答えください。

○太田政府参考人 今のように、日雇いが二カ月、一般が三カ月、日雇いが二カ月というようなケースですと、受給資格を満たさなくてももらえないケースが出てまいります。

○岡本(充)委員 大臣、そういうことです。大変ややこしい話なんですけれども、こういう制度ですよ。ですから、もうぜひ、見直すべきところはここにもあるんですね。大臣、ちょっと制度設計をもう一度検討してもらって、こういう方もきちっとすき間なく雇用保険がもらえる、この人は、二、三、二、三とずっと働いているわけですから。二十六日以上、二カ月通算で働いて、しかもその後三カ月は常用雇用をして、また日雇いにならざるを得ない、こういう方がずっともらえない、ずっと働き続けても。ここはやはりちょっと制度設計を見直すべきじゃないか。ぜひ大臣の前向きな御答弁をいただきたいと思います。

○舛添国务大臣 本来的には、日雇い労働のような働き方ではなくて、常用雇用の方向を目指すという大きな目標に向かって動きたいと思いますが、今のような問題点、これ、委員と局長のやりとりを聞いていまして、さまざまな矛盾のような感じがいたしますので、検討させていただきます。

○岡本(充)委員 最後に一点だけ。きょうは聞けませんでしたけれども、新型インフルエンザのことについて一つだけ聞かせてください。

私、午前中の災害特別委員会では聞けませんでした、この国において、やはりマスクの需要が新型インフルエンザの流行が起こったときに大変重要になると思います。今現在、マスクの流通



量がどのくらいあるかは別として、一人一日三枚で、少なくとも二週間分備蓄をしようと思えば、これが一人でも五十枚ぐらい必要になるわけでありまして、これを一遍に皆さんが下さいと言ってドラッグストアに押しかけると、とてもじゃないけれども在庫が足りないという状況になると思います。

そういう意味では、日ごろからの備蓄を含め、きちっと啓蒙していきなり、また、ある程度必要とされるような職域、職種の方向けにきちっと備蓄をするよう、企業なり、また会社なりに言うなり、また、例えば、午前中の質疑でもありましたけれども、パンデミック期に鉄道に乗る場合には必ずマスクをつけてもらうようにするという意味では、各駅に配備ができるようにするなど、そういった取り組みをしていく必要性が高い、その取り組みの準備をぜひ行っていただきたいと思うわけですが、御答弁をいただいて、質問を終わりたいと思います。

○中尾政府参考人 新型インフルエンザ発生時に使用するマスクにつきましては、昨年十一月に新型インフルエンザの専門家会議におきましてまとめられました「新型インフルエンザ流行時の日常生活におけるマスク使用の考え方」におきましてお示しをしております。この中で、不織布製マスクについて、新型インフルエンザ流行前に流行期間に応じたある程度の備蓄を推奨することとしておりまして、一つの目安といたしまして、これらのマスクを、一人当たり二十ないし二十五枚程度を家庭において備蓄することを推奨しております。

また、各企業等におきまして、業務継続計画をつくるということもこの中で述べておりまして、今後とも、マスクの備蓄につきましては、必要な周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○岡本(充)委員 終わります。